

<p>廃止の可否</p>	<p>休養施設及び労災保険会館については、全面的に廃止することとし、迅速に処理する。 上記以外の事業については、以下の理由により、法人の廃止は困難である。</p> <p>(理由) (労災病院、看護専門学校)</p> <p>1 事業を純粹に廃止することについて 職場・職業に関連した疾病や負傷については、予防から治療・リハビリテーション・社会復帰に至るまで一貫した専門的な勤労者医療をネットワークを形成することにより確保することが必要である。 このため、我が国の勤労者医療の中心的な役割を果たしている労災病院について、勤労者医療に係る高度な治療・研究を行う中核病院と勤労者医療を重点的に取り扱う専門病院とに整理・統合し、ネットワークを形成して、産業保健推進センターと連携を図ることにより、勤労者医療の水準の低下をきたすことのないようにすることが必要である。 また、労災病院は、地域の中心的な医療を担う公的な医療機関としての重要な役割を現実に果たしている。このため、上記の整理・統合に当たっても、この観点を十分に勘案する必要がある。 看護専門学校については、労災病院の安定的な運営のために最低限必要な看護婦養成体制は確保する必要があるため、純粹に廃止することは困難である。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で労働福祉事業団を廃止することについて 整理・統合する労災病院を地方公共団体等に移管することはあり得るが、以下の理由から、労災病院業務等のすべてを国、地方公共団体又は民間企業に移管することは困難である。</p> <p>(1)国又は地方公共団体 国への移管については、組織・定員等を確保する必要があるとあり、行政改革の基本的考え方から適当でない。 また、勤労者医療は、中核病院と専門病院とがネットワークを形成して展開していく必要があるとあり、その範囲は広範囲となるため、そのすべてを地方公共団体が行うことは困難である。</p> <p>(2)民間企業 以下の理由から、予算、事業計画及び役員の任免の認可等の監督・規制を行う必要があるが、本来自主的な事業運営を行う民間企業にはなじまない。</p> <p>イ 勤労者医療に係る高度先端医療や研究的医療等の多くは一定の経費を要するものであり、勤労者医療に係る経費について、公費から補助金、出資金等を支出する必要がある。</p> <p>ロ 勤労者医療を推進するためには、地域的な配置を考慮しつつ中核病院と専門病院とに適切に機能分担し、ネットワークを形成することが必要である。 労災病院は、地域医療の重要な役割を現実に担っており、今後においても公的な地域医療を必要な範囲で担っていくことが必要であるが、民間企業にまかせると、地域医療の観点なしに整理が行われるおそれがある。 営利を目的とする法人については病院の経営が認められていないため、営利企業へ移管することは困難である。 看護専門学校については、勤労者医療の実践に対応できる教育カリキュラムによる看護婦の養成が困難となる。また、現在、民間の看護婦養成所に対しては運営費及び施設整備費の国庫補助が行われており、民間企業に移管した場合には、その対象となることから、看護婦養成に係る新たな国からの支出が必要となり、適当でない。</p>
--------------	---

	<p>(未払賃金立替払業務)</p> <p>1 事業を純粋に廃止することについて 未払賃金立替払業務は、昨今の厳しい経済情勢を反映して、近年は毎年度過去最高の支給実績を更新しており、このような状況の下、本事業を廃止することは、セーフティネット機能の大きな低下となり社会的に多大な影響を与えるため困難である。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で労働福祉事業団を廃止することについて</p> <p>(1)国又は地方公共団体 国への移管については、組織・定員を確保する必要があるため、行政改革の基本的考え方から適当でない。地方公共団体への移管については、斉一性、一体性の観点から適当でない。</p> <p>(2)民間企業 未払賃金立替払業務は、元来利潤を得られる性格のものではないことから、未払賃金立替払に係る経費について、公費から補助金等を支出する必要があるため、予算、事業計画の認可等の監督・規制を行う必要があるため、本来自主的な事業運営を図る民間企業にはなじまない。 また、企業の倒産による賃金の未払いによって窮迫した状態に陥っている労働者へ賃金の立替払を確実に行うには業務運営の安定の確保が必要であるため、自由に組織を解散したり、倒産するおそれのある民間企業に本事業を移管することは適当でない。</p> <p>(その他の業務)</p> <p>1 事業を純粋に廃止することについて 産業保健推進センターにおける研修・助成業務等については、勤労者の健康確保等において重要な役割をしている等の理由のため、廃止することは困難である。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で労働福祉事業団を廃止することについて 産業保健推進センターにおける研修・助成業務等については、労災病院と連携を図りながら勤労者の健康確保等を推進することが効率的・効果的である等の理由のため、他の運営主体への移管は適当でない。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>上記（民間企業への移管）と同じ。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>以下の理由により、廃止は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 事業を純粹に廃止することについて 社会福祉・医療事業団は、公費や社会保険料を基に運営される福祉、医療に関し、国の政策を補完・促進するため、国の指揮・監督のもと、国と一体的に貸付その他の事業を公正かつ総合的に実施している。 各事業は、国の政策目的の実現手段として引き続き必要不可欠であり、その公共性は極めて高いことから、廃止することは困難である。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で社会福祉・医療事業団を廃止することについて 事業を効果的・効率的に実施するためには、国との密接な連携のもと、公的責任があり、各施設の特性、地域のニーズ等を踏まえた福祉・医療政策に関する専門的ノウハウを有する事業団が、各事業の総合的かつ一体的な運用による相乗効果を発揮させることが重要である。 国又は地方公共団体への移管については、こうした観点に加え、国や地方公共団体において、政策金融等の専門的ノウハウを有する組織・定員を新たに設置することが必要となり、行政改革の基本的考え方から適当でなく、また、民間への移管については、各事業の公共性が極めて高く、そもそも採算性が低いことから適当でない。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>以下の理由により、民営化は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 社会福祉・医療事業団は、国の福祉政策及び医療政策を実現するため、国の指揮・監督のもと、国と一体的に貸付その他の事業を公正かつ総合的に実施する必要がある。</p> <p>2 これらの事業は、公共性が極めて高く、そもそも採算性の低い事業であるため、国からの出資金や継続的な補助金等及び長期かつ安定的な資金調達手段が確保できない場合、福祉、医療サービスの低下・後退を招くこととなることから、民営化は困難である。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>以下の理由により、廃止は困難である。 (理由) 1 事業を純粹に廃止することについて 社会保険診療を円滑かつ適正に実施するためには、全国約20万の保険医療機関等と約1万3千の保険者(請求窓口)との間における年間約7億5千万件の診療報酬請求書(レセプト)の審査支払業務を中立公正な体制で全国一元的に処理することが必要である。 また、老人保健制度、退職者医療制度及び介護保険制度における拠出金等の徴収及び市町村への交付業務は、これらの制度を支える重要な業務であり、廃止することは困難である。 なお、審査支払業務及び老人保健制度等の拠出金等の徴収・交付業務の円滑な実施を図るためには、事業関係者である保険者や市町村と密接な連携が必要であり、全国的な事務処理体制を有する同一の事業主体が処理することが最も効率的であることから、支払基金が一体的にこれらの業務を実施することが適当である。 おって、膨大なレセプトの審査支払を適正・効率的に行うには、支払基金が一元的に行うことが合理的であるが、保険者と医療機関との合意により、保険者自らがレセプトの審査支払を行うことについては、支払基金の審査支払システムを阻害しないこと等を前提に、対応を検討する。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で社会保険診療報酬支払基金を廃止することについて 審査支払業務及び老人保健制度等の拠出金等の徴収・交付業務は、公共性及び公益性が極めて高い事業であるとともに全国一元的に処理する必要があることから、支払基金が行うことが最も効率的かつ適切であり、他の事業主体に移管することは困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>以下に記載する事項を前提に、さらに新たな組織形態が可能かどうかについて検討する。 (理由) 1 支払基金は、レセプトの審査支払業務を円滑かつ適正に実施するため、法律により、次のような特有な組織形態が定められ、また、特別な権限が付与されている。 ・利益が対立する診療担当者と保険者の双方が納得のいく運営を確保するため、役員は、保険者、被保険者、診療担当者及び公益を代表する者から同数を厚生労働大臣が委嘱し、四者構成の理事会において業務運営が行われている。また、理事長は理事による互選により選出することとされている。 ・診療報酬の審査は、保険者、診療担当者の各代表及び学識経験者による三者構成の審査委員会において行うこととされている。 ・レセプトを適正に審査するため、診療担当者に対する出頭及び説明要求等の権限が付与されている。 ・役員及び審査委員等には罰則を伴う守秘義務が課せられている。 ・診療報酬の確実な支払を担保するため、各保険者から一定の金額を受託する権限が付与されている。</p> <p>審査支払業務については、以上のような組織形態や権限によって公正・中立な審査を行い、全国の保険医療機関等と保険者との間の紛争を防止する機能を担っており、国が関与している特殊法人という組織形態を民営化した場合、公正性・中立性に対する関係者の信頼や理解が得られるか検討を要する。</p> <p>2 また、支払基金は老人保健制度等の拠出金等の徴収・交付業務を円滑かつ確実に行うため、法律により、次のような特別な権限が付与されている。 ・徴収額の決定、督促、延滞金の徴収、滞納処分等に係る執行・請求権が付与されている。 ・厚生労働大臣が認可した借入金について政府保証を受けることができる。</p>

廃止の可否	<p>以下の理由により、廃止は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 事業を純粹に廃止することについて 社会経済情勢に対応した的確な労働政策を推進するためには、激しく変化する社会・経済の動きを的確に分析し、労働・雇用政策の企画・立案に資する政策研究が不可欠であり、日本労働研究機構が政策研究機関として実施している労働問題に係る政策研究、情報収集・提供事業等を廃止することは困難である。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で日本労働研究機構を廃止することについて 各省庁のそれぞれの所管分野において、国立研究機関又は独立行政法人として政策研究機関が設置されており、労働分野においても、独立した専門の研究機関を設ける必要がある。国への移管については、本年4月から国の研究機関の多くが独立行政法人となったこと、国の研究機関とすると組織・定員を確保する必要があり、行政改革の基本的考え方から適当でない。</p>
民営化の可否	<p>以下の理由により、民営化は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>機構の基本事務である政策研究事業等は、国の政策立案に資するために必要必須な事業であり、その性質上収入を想定していないものであるため、民営化は困難である。</p> <p>また、労働分野における政策研究については、労働政策の責任者である厚生労働大臣が明確な政策研究目標を提示し、当該研究を実施する政策研究機関との連携を図る必要があるため、これらの連携が担保されない民営化を行うことは困難である。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>以下の理由により、廃止は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 事業を純粋に廃止することについて 心身障害者福祉協会は、他の施設では処遇が困難な重度の知的障害者の入所施設である福祉施設を運営するとともに、そうした障害者の適切な処遇方法を確認するためのモデル的な処遇等を行う施設としての役割を果たしてきている。こうした役割については、特殊法人等の個別事業の見直しにおいても、政策目標の明確化や適切な方法による評価等を実施しつつ、より一層積極的に取り組んでいくべきこととされているところである。 心身障害者福祉協会が廃止されれば、現在、施設に入所している重度の知的障害者は直ちに生活の場を失うことになるとともに、国として必要なモデル的な処遇方法の確立のための研究等が実施できなくなるという問題がある。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で心身障害者福祉協会を廃止することについて 他の運営主体に事業を移管することについては、次のような問題がある。</p> <p>国への移管については、組織、定員を確保する必要がある、行政改革の基本的考え方から適当でない。 地方公共団体への移管については、施設入所者は、広く全国から入所しており、また、各地の関係施設も空き定員がないため、各地方公共団体は受け皿を整備しなければならないという問題があるとともに、重度知的障害者のモデル的な処遇方法を研究、確立するという機能が果たせなくなる。 民間企業への移管については、事業の性格から、採算性がないものであるため、実現可能性はない。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>民営化のうち、民間法人化を行うに当たっては、以下の理由に示す条件が満たされる必要がある。</p> <p>(理由)</p> <p>心身障害者福祉協会の民営化については、基本的に、現在の施設入所者の処遇に支障を来すことがなく、また、同協会が果たしている役割を今後とも継続して果たしていけることが必要である。民営化のうち民間法人化を行うに当たっては、具体的には、次のような条件が確保されることが必要である。</p> <p>500名を超える処遇困難な重度の知的障害者の受入れが可能であり、かつ、先駆的な処遇方法の研究等が実施できる体制や能力をもつ主体とする必要がある。なお、この場合には、その体制等に応じた公費の支出が必要である。 国が出資した財産については、当該主体に対して無償で貸与する必要がある等所要の事業ができる条件が整備される必要がある。 協会に雇用されている職員の雇用の継続が図られる等、円滑な移行ができる条件が確保される必要がある。</p>

廃止の可否	<p>以下の理由により、廃止は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 事業を純粹に廃止することについて 退職金制度は、労働条件の一つとして大企業では広く導入しているが、中小企業では大企業に比べると十分に導入しているとは言い難く、またその給付水準も低いなど、大企業と中小企業との間でいまだ大きな格差がある。これは、従業員が少ない中小企業では単独で退職金制度を設けることが事務的負担等の点で困難なためであり、このため国の支援と関与の下で、中小企業でも導入しやすい外部積立型の退職金制度を設けることが必要であり、その必要性は今も変わっていない。</p> <p>2 事業を他の運営主体に移管した上で勤労者退職金共済機構を廃止することについて 中小企業が退職金制度を導入するためには、制度の継続性、資産管理の安全性、給付の確実性等を確保する必要があることから、国又は国に準じた主体が行うことが適当であり、地方公共団体や民間企業において実施することは適当ではない。 また、効率的事業運営等の観点から、国が直接実施するのではなく、国の支援及び関与の下で、国に準ずる主体が行うことが適当である。</p>
民営化の可否	<p>以下の理由により、民営化は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>上記他の運営主体に移管できない理由に同じ。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>以下の事業について廃止する。 (雇用促進融資業務) 機構の合理化の一環として廃止する。 (勤労者福祉施設、移転就職者用宿舎業務) 譲渡が困難な状況を解消するための方策等の検討を踏まえ、早期に廃止(譲渡)する。</p> <p>上記以外の事業については、以下の理由により、法人の廃止は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 事業を純粹に廃止することについて 厳しい雇用情勢や構造改革の推進の中で、ミスマッチ解消のための職業能力開発や雇用開発の推進は最も重要な政策課題の一つであり、官民の力を総結集して人材養成を行う必要がある。これらの事業を廃止することは、こうした政策的要請に逆行することになる。 職業訓練事業については、民間機関の参入に係る制度的規制はなく、自由に実施することができるなかで、民間が対応できないものに限定して機構で実施しているところである。離職者に対する無料の職業訓練及び高度な技能者を養成するための在職者訓練や職業能力開発大学校等における学卒者訓練は、採算性や財源確保並びに高度な職業訓練に係るノウハウの観点から、民間教育訓練機関や地方公共団体では十分対応できないため、引き続き機構において実施する必要がある。 事業主に対する雇用管理等に関する相談援助及び助成事業は、雇用開発や職業能力開発について事業主、民間教育訓練機関等の民間活力を最大限に生かしながら推進するための仕組みであるので、廃止することは困難である。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で雇用・能力開発機構を廃止することについて 職業訓練事業については、官民各機関がそれぞれの特長を生かし、相補完して実施すべきものであり、民間や地方公共団体で実施困難な部分に限定して機構が実施しているところである。すなわち、機構においては、国の責任として無料で行うべき離職者訓練や、民間や地方自治体が十分対応することができない高度な技能者養成のための職業訓練を実施しているところである。 事業主等に対する助成事業は、雇用管理等に関する相談援助と組み合わせて実施することによって最大の効果を得ることができるものであるため、雇用開発や職業能力開発に関する専門的なノウハウを有し、事業主等に対して的確な相談援助を行うことのできる機構が実施することが最も効果的である。 なお、国への移管については、組織・定員を確保する必要があり、行政改革の基本的考え方から適当でない。</p>
--------------	---

民営化の可否	<p>以下の理由により、民営化は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>職業訓練事業については、官民各機関がそれぞれの特長を活かし、相補完して実施すべきものであり、民間で実施困難な部分に限定して機構が実施しているところである。そのため、国の責任として無料で行うべき離職者訓練や高額な投資等を要する高度な技能者養成のための職業訓練については、採算性や財源確保の観点から民営化にはなじまらず、引き続き機構で実施する必要がある。他方、技術・技能の普及、機器のコストダウン等により、民間による対応が可能となった職業訓練は速やかに民間に委ね、機構では新たに生じる高度な訓練ニーズに対応した訓練コースを設定する等常に職業訓練の内容の見直しに努めているところである。</p> <p>また、事業主に対する助成事業については、そもそも国による財政支出を通じた政策誘導等を本質とした事業であり、利益を生じる余地はなく(非採算性)民営化は困難である。</p>
--------	--

<p>廃止の可否</p>	<p>大規模年金保養基地については、事業廃止時期を早めることを検討する。 年金資金管理運用業務及び年金加入者住宅等融資業務については、以下の理由により、法人の廃止は困難である。</p> <p>(理由) (年金資金管理運用業務)</p> <p>1 事業を純粋に廃止することについて 少子高齢化が急速に進展する中で、将来世代の保険料の負担が過度のものとならないよう、一定の年金積立金を保有し、その安全・確実かつ効率的な運用を行うことは、長期にわたる年金制度の安定的な運営のために不可欠であるため、廃止することは困難である。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で年金資金運用基金を廃止することについて 公的年金の積立金は、国民から徴収された保険料を原資とし、今後の年金給付に充てられるものであり、このような公的な性格を有する年金積立金の運用は、国が行う年金保険事業の一環として行われるものであることから、公的年金と関係のない地方公共団体等や民間企業への事業の移管は適切でない。 また、年金積立金の運用については、厳格な受託者責任の下、分散投資の観点から一定程度株式を組み入れた資産構成割合により長期運用を行うことが不可欠である。運用に当たっては、 専門的な組織と、専門性を備えた多数の職員が必要であること、 国による株式の直接保有は民間企業への直接干渉を招くとの懸念を払拭するため、国の厳しい監督の下、国から資金の委託を受けて株式の管理を行う第三者機関がいずれにせよ必要であること 等の理由により、国の直接運用は不適切である。</p> <p>3 なお、国が株式以外で運用すべきであるとの意見もあるが、株式を運用対象から外すこととした場合、分散投資ができず、長期運用において不利となることや、株式市場への影響などを含め、さらに、慎重な検討が必要である。</p> <p>(年金加入者住宅等融資業務)</p> <p>1 事業を純粋に廃止することについて 本事業は、長期間保険料を払い続ける被保険者への福祉還元である。一方、次期年金制度改正においては、現役被保険者や事業主の理解を得ることが必要な保険料引上げや少子化対策の在り方が課題となる。したがって、その中で、年金掛金を原資に組合員に住宅等の融資を行っている共済組合とのバランス(官民格差)も考慮しながら、現役被保険者の意見を十分踏まえ、年金制度独自の融資事業の在り方を幅広く検討する必要がある。 また、30年あまりに及ぶ貸出を行っている既往債権の管理・回収・償還は、継続して行う必要がある。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で年金資金運用基金を廃止することについて 本事業は、長期間年金保険料を払い続ける被保険者への年金資金の福祉還元としての性格を有するものである。また、事業の在り方の検討においても、年金掛金を原資に組合員に住宅等の融資を行っている共済組合とのバランス(官民格差)も考慮しながら行う必要がある。したがって、年金制度独自の事業として行われるべきものであり、そのような事業目的を満たす主体により行う必要がある。 また、既往債権の管理回収業務については、本事業が転貸融資という独自の融資形態をとっていることなどを考えると、他の主体への事業移管は困難である。</p>
--------------	--

民営化の可否	<p>年金資金管理運用業務及び年金加入者住宅等融資業務については、以下の理由により、民営化は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>(年金資金管理運用業務)</p> <p>公的年金の積立金は、国民から徴収された保険料を原資とし、将来の年金給付に充てられるものであり、このような公的な性格を有する年金積立金の運用は、国が行う年金保険事業の一環として行われるものであることから、民営化は困難である。</p> <p>なお、既に、実際の運用において、一定の運用方針を示した上で、民間部門(信託、生保、投資顧問)を最大限活用している。</p> <p>(年金加入者住宅等融資業務)</p> <p>本事業は、長期間年金保険料を払い続ける被保険者への福祉還元として、事業を行うことに事業目的があることにかんがみると、そのような公的資金を取り扱える主体であることが必要である。</p>
--------	---

廃止の可否	<p>以下の理由により、廃止は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 日本赤十字社は、ジュネーブ条約及び赤十字国際会議で決議された諸原則に基づき、様々な事業を公平、中立な立場から行っているところであり、その公共性、必要性は極めて高いことから廃止することは困難である。</p> <p>2 また、各事業を着実に実施するためには、赤十字国際会議決議に基づく人道、公平、中立、独立、奉仕（非営利）単一（一国一社）の原則が保たれることなどが必要であり、他の主体に事業を移管することは困難である。</p>
民営化の可否	<p>以下の理由により、民営化は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>赤十字国際会議で確認されているとおり、赤十字社は、政治的に独立であること、政府に承認されていること、奉仕（非営利）的・公共的・自治的機構でなければならないこととされていることなどから、民営化することは困難である。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>以下の理由により、廃止は困難である。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業を純粹に廃止することについて 厚生年金基金連合会は、厚生年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金給付の通算事業を行っているが、同連合会は、任意で設立された厚生年金基金を会員として設立された団体であること 当該事業は高齢化が進展する中でますます大きな役割を果たすことが期待される厚生年金基金制度のセーフティネットとなるものであること 等から、当該通算事業を廃止することは困難である。 2 他の運営主体に移管した上で厚生年金基金連合会を廃止することについて 厚生年金基金連合会が行っている年金給付の通算事業には本来国が支給すべき厚生年金の代行部分が含まれており、公的年金と関係のない民間企業等に移管することはできない。また、同連合会は、任意で設立された厚生年金基金を会員として設立された団体であり、国への移管については、組織・定員の確保やシステム開発等の体制整備が必要となり、行政改革の基本的考え方から適当でない。
<p>民営化の可否</p>	<p>民営化のうち、民間法人化を行うに当たっては、以下の理由により、「全国に一に限る」取扱い、国庫補助の継続、が満たされる必要がある。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 厚生年金基金連合会は、厚生年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金給付の通算事業を行うことを主な目的として、全国を通じて一つの組織体として設立されている。仮に複数の組織体を設立するとしたならば、全国的に統一的、かつ、効率的な通算事業が行えないことから、基金加入員にとっては不利益が生じるため、「全国に一に限る」という取扱いを変更することは適当ではない。 2 厚生年金基金連合会は、厚生年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金給付の通算事業を行っているが、この年金給付には本来国が支給すべき厚生年金の代行部分が含まれている。厚生年金基金連合会事務費補助金は、厚生年金基金連合会がその年金給付を確実に行うことができるよう交付しているものであり、この国庫補助を廃止することは適当でない。

<p>廃止の可否</p>	<p>以下の理由により、廃止は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 事業を純粹に廃止することについて 石炭鉱業年金基金は、過酷な石炭労働の従事者の福祉の向上等を図るため、その退職者に対する年金給付などを行うことを主な目的に、石炭業界の共同的な事業として特別に設立された法人であり、石炭労働の従事者の老後の所得確保のために必要不可欠な制度であることから、当該事業を廃止することは困難である。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で石炭鉱業年金基金を廃止することについて 石炭鉱業年金基金は、石炭業界の特別な状況を反映した加入員・受給者構造となっているとともに、掛金は掘採された石炭の数量に応じて全額事業主（石炭会社）が負担するなど、他の企業年金制度とは大きく異なるものであること等から、当該事業を他の民間企業や国等に移管することは困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>民営化のうち、民間法人化を行うに当たっては、以下の理由により、「全国に一に限る」取扱い、国庫補助の継続、が満たされる必要がある。</p> <p>(理由)</p> <p>1 石炭鉱業年金基金は、過酷な石炭労働の従事者の福祉の向上等を図るため、その退職者に対する年金給付などを行うことを主な目的に、石炭業界の共同的な事業として特別に設立された法人であるため、「全国に一に限る」という取扱いを変更することは適当ではない。また、同基金は石炭業界の特別な状況を反映した加入員・受給者構造や掛金方法となっており、その特殊性からみても、他の民間企業が当該事業を引き継ぐことは困難である。</p> <p>2 石炭鉱業年金基金は法律により石炭鉱業を行う事業所の事業主に加入を義務づけている公的な年金に準じた年金であるが、国のエネルギー政策に伴い石炭鉱業年金基金の設立母体である事業主（石炭会社）が大幅に減少する中で、石炭鉱業年金基金がその給付を確実にやっていくことができるよう、その事務費の一部を国が補助しているものであり、公的な年金に準じた年金として、引き続き、この国庫補助を行っていくことが適当である。</p>

廃止の可否	<p>以下の理由により、廃止は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 事業を純粹に廃止することについて 日本障害者雇用促進協会は、障害者職業センターの設置運営、障害者職業能力開発校の運営、納付金関係業務（滞納処分権限を含む）等を行っている。これら業務は、国の責務として、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために実施しなければならないものであるため（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条の5及びILO第159号条約）、これら事業を廃止することは困難である。</p> <p>2 事業を他の運営主体に移管した上で日本障害者雇用促進協会を廃止することについて 協会は、障害者に対する職業リハビリテーション等に関する専門的知識・技術・人材等を有する我が国唯一の団体であるため、協会が行っている障害者職業センターの設置運営、障害者職業能力開発校の運営、納付金関係業務（滞納処分権限を含む）等の業務を適切に実施することができる協会以外の他の法人は、我が国には存在していない。 また、現在協会が行っている事業を行うことは国の責務であるため、仮に協会においてこれら事業を実施できなくなった場合には、国において実施せざるを得ないところであるが、協会が職業リハビリテーション等に関する専門的知識・技術・人材等を有する我が国唯一の団体であること、事業主団体としての特性を生かしつつ障害者に対する支援と事業主に対する支援を一体的に実施することが効率的、効果的かつ必要不可欠であること等から、これら事業を国が協会よりも効率的かつ効果的に実施することは困難である。 したがって、これら事業を他の運営主体に移管して協会を廃止することは適当ではない。</p>
民営化の可否	<p>以下の理由により、民営化は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>協会が行っている障害者職業センターの設置運営、障害者職業能力開発校の運営、納付金関係業務（滞納処分権限を含む）等の業務は、本来国が行うべきものであり、特別の監督指導等国の関与が必要であること、障害者職業センターにおける職業リハビリテーション及び障害者職業能力開発校における職業訓練を無料で行わなければならないこと（障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の9及び職業能力開発促進法第23条）等、協会が行っている事業は公共性が高く、かつ独立採算を行うことは極めて困難であること等から、協会を民営化することは困難である。</p>

廃止の可否	<p>以下の理由により、廃止は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>(救済給付業務)</p> <p>1 事業を純粋に廃止することについて 本業務は、スモンやサリドマイドの事件を契機として、医薬品の副作用による健康被害者に対して法的責任論とは切り離れた現実的かつ迅速な救済を図るために、製薬企業等の社会的責任に基づき設立された認可法人の事業として実施されているものであり、副作用被害の発生の防止が現在の科学水準をもってしても非常に困難であることから、廃止をすることは困難である。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を廃止することについて 製薬企業等の社会的責任に基づく業務である一方、国民生活上不可欠である医薬品の使用から不可避免的に発生する副作用被害を救済するという極めて公共性の高い業務であることから、他の運営主体へ移管することは適当でない。</p> <p>(研究開発振興業務)</p> <p>1 事業を純粋に廃止することについて 本業務は、民間で行うことが困難な、先端技術を応用した医薬品技術等の開発、医薬品等の開発に繋がる可能性のある基礎研究、市場性のない医薬品等の開発、等に対する支援を、保健医療の向上及び科学技術の振興の観点から、国の重要な施策として行っているものであり、廃止することは適当ではない。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を廃止することについて 国の重要な施策として実施するものであり、民間企業等への移管は困難である。仮に国が直接行うものとした場合には、組織・定員を確保する必要がある、行政改革の基本的考え方から適当でない。</p> <p>(医薬品調査等業務)</p> <p>1 事業を純粋に廃止することについて 本業務は、医薬品の品質、有効性及び安全性の確保を高めるための審査体制の抜本的な見直しを行った結果、医薬品の承認審査という国の事務の一部を構成する調査事務について医薬品機構にアウトソーシングするかたちで実施することとなったものであるため、事業を廃止することは困難である。</p> <p>2 他の運営主体に移管した上で医薬品機構を廃止することについて 本業務を国に移管した場合には、組織・定員を確保する必要がある、行政改革の基本的考え方から適当でない。また、医薬品の有効性・安全性は国民の生命や健康に直接かわる問題であることから、承認審査に係る調査事務については、国の安全性確保対策の一環として国の政策と一体的に実施すべきであり、地方公共団体等他の運営主体に移管することは適当ではない。</p>
-------	---

民営化の可否	<p>以下の理由により民営化は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>(救済給付業務)</p> <p>救済制度は、製薬企業等の社会的責任に基づく拠出金により運営されているが、救済給付に当たっての医学・薬学的事項の判定については、中立・公平性が強く求められることから国が関与しているところであり、また、救済給付業務には、拠出金を集めるために国税に準じた強制徴収権が付与されている。これらは、国民生活上不可欠である医薬品の使用から不可避免的に発生する副作用被害を救済するという極めて公共性の高い業務を担保するためのものである。救済給付業務は、全国を通じ一に限り設立された機構が、財産権の制限にあたるこうした強制徴収権を保持して行う制度的に独占された業務であり、民営化は困難である。</p> <p>(研究開発振興業務)</p> <p>本業務は、民間で行うことが困難な、先端技術を応用した医薬品技術等の開発、医薬品等の開発に繋がる可能性のある基礎研究、市場性のない医薬品等の開発、等に対する支援を、保健医療の向上及び科学技術の振興の観点から、国の重要な施策として行っているものであり、開発リスクが高く、研究開発期間が長期に及ぶため、民間に委ねることは、研究資金の調達が行えないことが予想され困難である。</p> <p>(医薬品調査等業務)</p> <p>医薬品の有効性・安全性は国民の生命や健康に直接かかわる問題であることから、承認審査に係る調査事務については、国の安全性確保対策の一環として国の政策と一体的に実施すべきである。また、医薬品開発に関する個々の企業秘密や調査における患者の秘密を保持する観点からも民営化は困難である。</p>
--------	---

<p>廃止の可否</p>	<p>以下の理由により、廃止は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 事業を純粋に廃止することについて 全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、社会保険労務士（以下「社労士」という。）の登録事務、社労士試験事務、社会保険労務士会（以下「社労士会」という。）及びその会員である社労士の指導・連絡事務を行っているところ、以下の理由により、これらの事業を廃止することは困難である。</p> <p>(1) 登録制度については、行政機関への申請・届出等という重要な事務に関与する社労士について、社労士の業務を行わせるにふさわしくない事由のある者が、不適切な業務処理を行うことによって、委託者である事業主の利益を害し、労働及び社会保険業務に支障を来すことを防止するため、当該制度によりそのような者を排除する必要があり、廃止することは困難である。</p> <p>(2) 試験事務については、労働及び社会保険関係法令の円滑な実施に寄与する社労士として、必要な知識及び能力を有しているかを判定するために必要であり、廃止することは困難である。</p> <p>(3) 指導・連絡事務については、社労士会を会員とする連合会が全国斉一的かつ自主的に指導することによって、社労士のより一層の品位の保持や資質の向上が図られることとなり、ひいては労働者等の福祉の向上に資することとなるため必要であり、廃止できない。</p> <p>2 事業を他の運営主体に移管した上で全国社会保険労務士会連合会を廃止することについて</p> <p>(1) 登録制度については、本来、国自ら行うべきものであるが、一定の行政的関与の下に連合会に自主的に行わせるのが効率的であること等から、連合会において当該事務を行わせているものであり、引き続き行わせることが適当である。</p> <p>(2) 試験事務については、本来、国自ら行うべきものであるが、行政事務の簡素化の観点から連合会に行わせることとしたものであり、社労士は、全国斉一的に法令及びその解釈に基づき業務を行うものであることから、一定の行政的関与の下に全国的基盤を有する連合会に当該事務を引き続き行わせることが適当である。</p> <p>(3) 指導・連絡事務については、上記事業を純粋に廃止できない理由に同じ。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>以下の理由により、民営化は困難である。</p> <p>(理由)</p> <p>上記廃止できない理由に同じ。</p>